吉岡町土砂等による埋立て等の届出に関するフローチャート

土砂の埋立て等の面積が 500 ㎡未満ですか？

はい → 届出不要です

※開発面積のうち、搬入した土砂を利用する面積が対象
※開発地内での切土盛土でまかなう面積は対象外

↓ いいえ

埋立てを行う者が国又は地方公共団体に準ずる団体（土地改良法、土地区画整理法、高速道路株式会社法、独立行政法人通則法などに該当する団体）に該当しますか?

はい → 届出不要です

↓ いいえ

採石法、砂利採取法または廃掃法の許可を受けた廃棄物処理施設の覆土のために行う埋立てに該当しますか？

はい → 届出不要です

↓ いいえ

非常災害の応急処置として行う埋立て、運動場や駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う埋立てに該当しますか？

はい → 届出不要です

↓ いいえ

土砂ではなく砕石のみの埋立てですか？

はい → 届出不要です

※Ｃ－40(クラッシャーラン)は原則砕石と見なします

↓ いいえ

届出が必要です

条例改正前は、宅地造成及び農地改良のための土砂搬入の場合は、土壌検査等が不要でしたが、改正後は土壌検査が必要となります。